併合集団訴訟(原告126人)第10月回口頭弁論、報告会、講演会報告

2018年10月6日 齋藤 紀彦

1. 第10回口頭弁論

- (1) 10月1日(月) 14時~14時30分
- (2) 奈良地裁 101 大法廷、裁判官:島岡大雄氏
- (3) 原告弁護団:佐藤真理、白井啓太郎、安藤昌司、辰巳創史、星 雄介、今治 周平各弁護士
- (4) 被告 NHK 弁護団 3名
- (5) 原告席 着席者 5 名、傍聴者 65 名。他府県からの傍聴参加:大阪、京都、兵庫、滋賀、 名古屋
- (6) 冒頭裁判官が、被告 NHK に対し、前回の口頭弁論で被告が言明した、原告の求釈明に対する回答の検討結果について、陳述するのかどうかを問うた。これに対し、被告 NHK は、陳述しないと答えた。

(7) 原告弁護団長佐藤真理弁護士意見陳述

- ・本訴訟に参考になる三つの事件 ①昨年 12 月 6 日受信料裁判の最高裁大法廷判決、②博 多駅フィルム提出命令事件、③NHK 期待権事件を踏まえて総括的に主張を補充する。
- ・原告らは、これまで、民事訴訟として NHK の放送法遵守義務の確認請求、損害賠償請求をしてきたが、新たに、行政事件訴訟法第 4 条に基づき「当事者訴訟」として、被告 NHK が、原告との関係において、放送法 4 条 1 号各号に定める公法上の義務があることの確認を求める請求を追加すると予告した。10 月末までにその準備書面を提出することとした。
- (8) 意見陳述後の裁判官、原告、被告の議論・確認
 - ・原告は、当事者訴訟の追加準備書面は、10月末までに提出する。
 - ・原告は、昨年 12 月 6 日最高裁大法廷判決などを踏まえた総括的な補充準備書面を、次回 口頭弁論期日の遅くとも 1 週間前には提出する。
 - ・裁判官は、被告 NHK に対し、昨年 12 月 6 日な最高裁大法廷判決については判例評釈、研究者の論文など多く出ているが、NHK としてどう理解し、本件訴訟との関係で受信契約における権利・義務の関係をどのように考えるか、従来の主張との整合性をも含めて。原告の主張を待つのではなく意見補充するよう求めた。
 - · 次回口頭弁論期日:11月29日(木)11時~

Ⅱ裁判報告・講演会 奈良県教育会館 4 F 大会議室、14 時 30 分~15 時 40 分、参加者 66 名

1. 佐藤弁護団長の報告・講演

「裁判の経過と今後の方針」 - NHK 裁判を本気で戦い抜こう -

- ・冒頭、前日の沖縄知事選の結果について、個人的に「痛快であった」との感想とコメント が述べられた。
- ・今回の弁論で、立証のための原告及び他府県の方々7名の陳述書を提出した。
- ・新たに、「当事者訴訟」として、被告 NHK が、原告との関係において、放送法 4 条 1 号各 号に定める公法上の義務があることの確認を求める請求を追加すると予告した。
- ・「当事者訴訟」の追加は、名古屋大学の稲葉一將教授のアドバイスによるものである。弁護団は、稲葉教授及び共同研究者の西土彰一郎成蹊大学教授と研究会を始めており、すでに2回実施した。これからも研究会を続けながら、準備書面、意見書の作成を進めていく。
- ・NHK が 2001 年 1 月 30 日に放送した ETV 特集「問われる戦時性暴力」の番組改編問題と

それに関連した裁判を概観し、闘うことの重要性を強調。「NHK 裁判を本気で戦い抜こう」 と訴えた。

・放送レポート 273 号誌の記事シンポジウム「放送制度改革を問う」の中の桜井 均氏(ジャ

ナリスト、NHK OB)の発言を紹介。「放送法 4 条を使って、どう闘っていくかを真剣に考え

るべきです」等々。

- ・西土先生の意見書の一つのポイントを紹介。選挙運動に関する報道が、国民の知る権利の参 政権的機能を損なっているか否かが問題。このような点も含めて今後主張していく。
- ・ 今後の裁判の進行予定
 - 10月中に実質的当事者訴訟の追加の準備書面を提出(今治周平弁護士)
 - 11月29日第11回口頭弁論
 - 2019年1月上旬、西土意見書、小滝意見書提出(いずれもかなりできつつある。)
 - 1月下旬~2月上旬 第12回口頭弁論
 - 4月頃 第13回口頭弁論
 - 2019年秋 証人・本人尋問
 - 2020年春 結審
 - 2020 年秋 判決
- ・「NHK 改革のポイント、視聴者運動の役割、責任などについて:レジュメ 2 ページ、3 ページ参照。
- ・大阪の佐々木有馬さんの陳述書を紹介。佐々木さんの長年にわたる放送のウオッチングの成果が陳述書になっている。このような事実に基づいて裁判を闘うことの重要性を強調。
- ・この裁判は、戦前のような NHK にしてはならない、視聴者・市民の NHK にしていくという運動として決定的に重要であり、いよいよ本格的になってきた。研究者の協力も得られるようになってきた。
- ・裁判支援のお金も必要です。ご協力をお願いします。一緒になって NHK を視聴者・市民の ものにするために頑張りましょう。
- 2. 質疑応答(5人の発言の要旨のみ紹介、議論の詳細は割愛します。)
 - K さん(名古屋からの参加)

放送法4条1項各号について、倫理規定/法的規定の関係についての質問

・A さん(奈良市在住、初めて参加)

プロ野球試合観戦で経験したことの紹介. 試合前の君が代斉唱の際、かなりの人たちが立って歌っている。戦前の君が代のことを知らないのではないか?NHK 問題も同様で戦前の NHK にしてはならない運動は重要。

- ・Nさん(兵庫からの参加)
 - 土屋英雄教授の昨年12月6日最高裁大法廷判決のについての論評を紹介。
- Bさん(初めての参加)

安保法制の時の NHK の国会中継がひどかったので、NHK に電話した、その後も電話をしている。NHK はその電話を録音しているという。その録音内容を活用するは何かないものか?

・H さん (奈良市在住)

今の悪政を変えたいと強く思っている。そのためにも力を合わせて、頑張りたい。 最後に佐藤弁護団長から、Bさんの発言に関連して、我々の裁判の過程での陳述書などの成 果物は国民の共有財産として、広く拡散していきたいとの発言がありました。ホームページも 作成中であると紹介されました。 以上